

人権相談事業について（報告）

1 部落差別に関する相談

部落差別の解消の推進に関する法律に基づく、相談、教育及び啓発体制の充実を図るため、松本市人権教育集会所にて、部落差別に関する相談業務を開始しました。

2 経過

部落差別の解消の推進に関する法律が平成28年12月に施行され、地方公共団体に対して、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談体制の充実を図ること等が求められました。

これを受け、市では、相談体制の充実について、差別撤廃人権擁護審議会にも諮りながら検討を重ねてまいりました。

令和元年度、「今でも潜在的に悩みを抱える当事者がおり、気軽に相談できる場が必要である。本市における部落差別の実態を把握し、差別解消に向けた取組みにつなげていく。」という考えのもと、相談窓口を設置することについて、昨年の差別撤廃人権擁護審議会でご議論いただき、明確な反対意見1人という結果から、令和2年4月部落差別に関する相談業務を開始しました。

3 相談業務の概要

- (1) 場 所 : 松本市人権教育集会所
- (2) 実 施 日 : 月2回（第1、第3火曜日）
- (3) 業 務 内 容 : 電話、面談、他の専門相談との連携
- (4) 周 知 : 広報まつもと「毎月の相談日のページに掲載」
松本市ホームページに掲載
くらしの便利帳に掲載予定（令和3年度から）

4 相談実績

4月から7月（4カ月）に相談はありません。
部落解放運動団体を通じ周知していきます。